

戦後日本の文民統制と政策過程：第一次防衛力整備計画から第四次防衛力整備計画まで

荻, 健瑠 / OGI, Takeru

(発行年 / Year)

2025-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第628号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2025-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(政治学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00031358>

博士学位論文
論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	荻 健瑠
学位の種類	博士（政治学）
学位記番号	第 892 号
学位授与の日付	2025 年 3 月 24 日
学位授与の要件	本学学位規則第 5 条第 1 項(1)該当者(甲)
論文審査委員	主査 教授 明田川 融 副査 教授 廣瀬 克哉 副査 教授 山口 二郎

戦後日本の文民統制と政策過程
—第一次防衛力整備計画から第四次防衛力整備計画まで—

1. 審査の経緯

本小委員会は、2024 年 10 月 14 日開催の大学院政治学研究科審査委員会において、同研究科政治学専攻博士課程の荻 健瑠氏から提出された博士（政治学）学位請求論文「戦後日本の文民統制と政策過程—第一次防衛力整備計画から第四次防衛力整備計画まで—」（以下「本論文」という）を受理する旨の決定があったことを受け、同日発足したものである。

本小委員会の各委員は、本論文について、査読に基づく意見交換を適宜行った上で、2024 年 12 月 9 日に、荻 健瑠氏に対し口頭試験を実施した。同日に本小委員会を開催して、論文および口述試験の結果について検討を加えた。その結果、本小委員会は、荻 健瑠氏の博士（政治学）学位請求論文を、全員一致で博士学位授与に値するものと判断した。以下、その内容を報告する。

2. 本論文の主題と構成

本論文の構成は、以下の通りである。

目次

序章 文民統制と政策過程.....	3
第 1 節 文民統制の概念と制度	3
第 2 節 文官優位とその展開	8

第3節 本研究の分析枠組とその構成	14
第1章 長期防衛力整備計画の模索—計画による政治 1952~1954	27
第1節 「独立」後の政治過程と防衛政策	28
第2節 木村談話から1954 年度予算編成過程まで	32
第3節 保守合同への政治過程と防衛政策	48
小括と考察	54
第2章 第一次防衛整備計画への道程—計画の決定をめぐる政治 1954~1956	57
第1節 鳩山内閣における防衛力整備計画と経済計画	58
第2節 防衛関係閣僚懇談会の設置と省庁間対立	63
第3節 「砂田構想」から国防会議設置まで	72
小括と考察	79
第3章 第一次防衛力整備計画の決定と実施—計画の実施をめぐる政治 1956~1960	82
第1節 防衛産業と防衛政策	83
第2節 第一次防衛力整備計画の決定から実施へ	91
第3節 陸上18 万人体制の挫折	101
小括と考察	108
第4章 第二次防衛力整備計画の決定過程—計画方式の定着 1957~1962	111
第1節 二次防の策定過程	112
第2節 遅延する二次防	116
第3節 国防会議における調整と決定	125
小括と考察	134
第5章 第二次防衛力整備計画の実施—杜撰な計画の実効性 1962~1966	138
第1節 二次防の決定から実施へ	138
第2節 防衛庁費の膨張	144
第3節 高度経済成長と二次防の実施	155
小括と考察	164
第6章 第三次防衛力整備計画の決定過程—計画の「よろめき」 1964~1967	168
第1節 三次防の策定過程	169
第2節 防衛庁と大蔵省の対立	178
第3節 三次防の決定と実施	184
小括と考察	192
第7章 第四次防衛力整備計画の決定と実施—計画の瓦解 1969~1975	195
第1節 四次防の策定作業とその混乱	196
第2節 四次防先取り問題と四次防の成立	205
第3節 オイル・ショックと四次防の修正	213
小括と考察	220

終章 政治学と文民統制.....	224
第1節 防衛政策の政策過程	224
第2節 新しい文民統制へ	232
参考文献一覧.....	242

3. 本論文の要旨

本論文は「2. 本論文の主題と構成」にあるとおり全9章で構成されている。まず序章では、議論の前提として文民統制の概念と制度について整理がなされる。そして、「防衛庁内局の文官官僚（いわゆる背広組）が、防衛政策の統制の主体である」とする文官優位論の生成・展開へと議論を進め、しかし、日本における文民統制研究の主要な関心が「防衛庁の内部機構—すなわち、背広組と制服組との関係性」に限られ、「防衛政策の政策過程における政治家や関係省庁などの防衛庁外部の政治アクターの役割は、文民統制と関連づけて論じられてこなかった」という研究史上の“限界”が指摘されるにいたる。そのような先行研究の批判的摂取のうえに立って本論文は、防衛政策を「自衛隊の管理・運営に関する政策」と定義し、その政策体系を構成する中心的な要素として防衛力整備計画と防衛予算の編成を挙げる。こうして本論文は第1章以降、「政府・与党レベルを含めた防衛政策の政策過程全体の分析を中心に議論を進めていく」こととなるが、分析のために取りあげるべき主要なアクターとされるのは、防衛庁、大蔵省、内閣、与党・政治家、防衛産業の5つである。

第1章では、1950年代前半の対日講和条約および旧日米安保条約の発効、朝鮮休戦と特需の終焉、米国による再軍備圧力という時代背景の下で企画・立案された防衛政策の政策過程が論じられる。のちの第一次防衛力整備計画（一次防）の原型となる長期防衛力整備計画がどのように企画・立案され、計画案が与党・自由党だけでなく、保安庁、経済審議庁、大蔵省、改進黨でどのように位置づけられたのかが検討される。そして、その検討作業から荻氏は、次の諸特徴を明らかにする。すなわち、①自由党が選挙で議席を減らし、第二保守党（分派自由党や改進黨）との連携を必須としたことから生じる政策形成手続の不安定性、②保安庁（54年より防衛庁）における防衛力整備計画案が“政治”の影響を強く受けたがゆえの修正回数の多さ、③政策公表方法に関する手続の未成熟さに起因する、政府・与党中枢も“寝耳に水”の防衛力整備計画案公表方法、④政策立案者と「防衛政策」の多様性という4つの特徴である。なお、②に関して、長期防衛計画策定に関わる制度調査委員会第1次案から防衛庁第10次案にわたる計画案すべての陸・海・航空兵力、完成年度、所要経費が『堂場文書』に基づいて整理されているが、この作業は地味ながら今後の防衛政策研究に資する重要な貢献と言い得る。

第2章では、鳩山一郎内閣が長期防衛計画の決定に失敗するにいたる政策過程が論じられる。鳩山内閣および与党・民主党が経済計画の樹立を掲げると、防衛庁も防衛力整備計画の修正を迫られる。しかし、吉田内閣期から継続していた防衛分担金削減交渉が難航し、鳩山内閣は防衛力整備計画を棚上げして国防会議の設置に注力するが、国防会議構成法案も

保守合同へ向けた政局と、在日米軍の核弾頭搭載可能なオネスト・ジョン・ミサイル持ち込み疑惑により、国会審議未了・廃案となり、ひとまず防衛関係閣僚懇談会が設置されるにとどまる（その後、56 年 7 月、国防会議設置法案可決・施行）。鳩山内閣は同懇談会での会合を通じた防衛力整備計画の決定を目指し、防衛庁と経済審議庁が調整を行うが、経済企画庁は消極的な姿勢を見せ、長期防衛計画の決定によって複数年度の予算が拘束されることを危惧する大蔵省も抵抗する。けっきょく鳩山内閣はこうした政策過程を調整できず、また、日ソ国交回復交渉に注力していったため、国防会議は形式的な会合にとどまり、同内閣での長期防衛力整備計画の決定は挫折する。このような過程を仔細に跡づけられたうえで荻氏は、以下の 4 つの特徴を指摘する。すなわち、①は経済計画、長期防衛力整備計画、国防会議という、鳩山内閣における政策の相互関連性である。②は与党の不安定性、③は防衛長官・砂田重政が郷土防衛隊の創設を含む独自の構想を打ち出し、その構想への与党内コンセンサスが、一時、形成されていったことである。（その後の保守合同により、このコンセンサスは振り出しに戻る。）このことについて荻氏は、防衛庁の文官官僚たちが砂田に振り回されるかたちで砂田構想の検討・立案に従事し、その意味で文官たちは防衛庁長官の選好に沿った政策を立案しなければならず、そのことは防衛庁における文官優位の限界を示しているのではないかと指摘する。最後に④として、省庁間対立、とりわけ大蔵省の抵抗が挙げられている。本章が跡づけているように、大蔵省が防衛関係閣僚懇談会や閣議において防衛庁の長期防衛計画の決定に強く抵抗しているのは、大蔵省の影響力が防衛庁内部にじゅうぶん浸透していなかったことの証左であり、同省が予算化の段階から影響力を行使しうる仕組みを自衛隊創設段階より防衛庁経理局長などの人事を通じ構築していたという先行研究に対する問題提起は重要である。

第 3 章では、おもに岸信介内閣における「防衛力整備の目標」（いわゆる一次防）の決定および実施過程が論じられる。1957 年 2 月に成立した岸内閣は、6 月の訪米へ向けて防衛力整備計画の決定を手土産にしようと目論む。これには鳩山、石橋内閣期に引き続き大蔵省が抵抗を示すが、岸内閣はそれを押し切って訪米直前に、58～60 年度を対象とする一次防の決定に漕ぎつける。しかし、一次防では所要経費総額が明記されず、さらに、年次別の増額については財政事情と民生安定のための諸施策との均衡を考慮し、弾力的に決定するという趣旨の一文が挿入されることとなった。荻氏は、以上の政策過程を明らかにしたうえで、同過程の特徴として、①最後は内閣に押し切られたものの、年次毎の防衛費増額に縛りをかけた大蔵省の影響力、②防衛庁が求めた陸上兵力 1 万人増員に対し、装備国産化のための予算措置を優先すべきと反対した防衛産業と自民党国防部会の影響力、を挙げる。さらに、②の特徴と関連して、③防衛庁における自民党国防部会の要求の内面化が挙げられる。60 年度業務計画では、防衛庁が装備国産化の一環としてミサイルの研究開発促進を盛り込んだために、自民党国防部会は陸上兵力増員に反対しなかったからである。なお、管見のかぎり、先行研究では一次防の決定・実施過程における防衛産業・自民党国防部会の役割や影響力は十分に論じられてこなかったが、本論文第 3 章はそれらの解明にメスを入れるもので

ある。

第4章では、二次防の決定過程において国防会議の果たした役割が中心的に論じられる。防衛庁は1958年春ごろから二次防策定作業を本格化させるが、作業は治山治水や社会福祉を優先させるべきと考える自民党の一部や大蔵省の異議申立て、池田内閣の所得倍增計画の提唱、米国政府における対日MAP（軍事援助計画）削減・打ち切りの検討、二次防に懐疑的な海原治の防衛局長就任などが重なり、遷延する。とりわけ61年度予算編成における師団改編とヘリ空母建造をめぐって防衛庁と大蔵省は激しく対立した。最終的にこの二次防決定遷延問題は迫水久恒経済企画庁長官、池田勇人首相、大平正芳官房長官という政治家も乗りだした国防会議での調整によって両省庁間に——62から66年度までを対象年度とし、防衛庁費総額約1兆1,510億円～約1兆1,810億円とすることで——妥協が成立し、落着する。この過程の特徴として荻氏は、①計画策定初期段階の構想が赤城宗徳防衛庁長官によって、政府・与党への根回しよりもマスコミへの公表を優先して行われたことを挙げる。これは一次防決定過程に見られたのと同様であった。また、一次防の決定・実施過程から引き続き②自民党の影響力、③大蔵省の影響力も、二次防決定過程での特徴であるという。ただし③について荻氏は、二次防の決定においては後述する国防会議での調整の結果、師団改編経費を計上せざるを得なかったことや、池田訪米という政治日程のため、大蔵省も二次防の決定自体を覆すことはできなかったという、従来とは異なる限界も指摘することを忘れていない。さらに③と関連して荻氏は、④国防会議における調整の重要性、を挙げる。大蔵省の影響力が強大であったならば、二次防の経費額は事務レベルの調整で決定される筈であるが、防衛庁と大蔵省の対立は長引き、けっきょく対立は迫水経企庁長官や大平官房長官による国防会議での調整で収束したことがその理由である。最後に⑤経済企画庁、とりわけ迫水長官の果たした役割および影響力という特徴が挙げられる。防衛庁と大蔵省は対立しながらも、双方とも国民所得の伸び率などをもとに予算総額を算出していたことが経企庁の役割や影響力を必要としたという指摘は興味ぶかい。また池田首相から防衛庁・大蔵省間の対立調整を任せ、国防会議での議論をリードするだけでなく、経費の見積もりをも行い、その見積もりが両省庁間対立を妥結に導いた——一般には終戦の詔書の起草者の一人として知られる——迫水長官の政治指導を明らかにした点は、本論文第4章の白眉と言えよう。

第5章では、二次防における防衛費の予算編成過程が論じられる。二次防決定後、実施期間中の各年度の防衛庁費は、1962年度：1994億円、63年度：2293億円、64年度：2613億円、65年度：2853億円、66年度：3196億円と増大していった。この間、防衛庁は自衛官のベースアップ分の解釈、F-104戦闘機継続生産／購入などの諸問題を抱える。また、二次防の予算編成過程では高度経済成長という新たな要素も顕在化していた。荻氏は、このような状況で行われた二次防の各年度予算編成を丹念に調べたうえで、その過程の特徴として以下の諸点を挙げる。①は、61年5月における防衛装備国産化懇談会の成立と、同会を通じて防衛産業の主張が自民党国防部会や防衛庁に浸透していったことである。大蔵省が反対し二次防の後半から約2年間まったく途絶える可能性もあったF-104戦闘機の国内航空

産業による生産が、1965 年に 30 機追加生産という結末にいたるのは懇談会の主張が一因であった。②は、二次防では各年度の増勢が前年度比 195～215 億円の範囲内とされていたが、いずれの年度もそれを超えるという、経費見積の杜撰さである。それゆえ、③明細性と具体性の高い予算編成の重要性が指摘される。とはいえ、④二次防では整備目標という調整基準が明示されていたがゆえに、調整の恣意性は低減し、二次防期間中の予算編成はすべて大臣折衝までに片がつき、党三役による高度に政治的な折衝というものは行われていないという特徴である。そして最後に、i) F-104 戦闘機の追加生産問題において防衛庁側の意向が採用されたこと、ii) ベースアップ分は二次防の枠外とする防衛庁の解釈を大蔵省もやむなく黙認せざるを得なかったこと、iii) 高度経済成長がもたらす国家財政の膨張や社会保障費などの重要施策経費が伸びたことにより、⑤従来は財政規律を重視してきた大蔵省の防衛関係費および防衛庁費に対する統制と影響力はこの時期に緩やか且つ相対的なものになったのではないかという議論は重要である。

第 6 章では、三次防の策定過程について論じられる。同過程では、防衛関係予算が大きな影響を及ぼす防衛産業界から、従来の 5 ケ年計画方式を 3 ケ年ごとに計画を見直す、より効率的なローリング方式を採用するよう要望が出され、松野頼三防衛庁長官も同方式に着目し、その採用を提唱していた。一方で大蔵省は、高度経済成長が終わったとみて、二次防の経費を大きく上回る防衛庁の概算要求に激しく抵抗する。くわえて、防衛庁内部が経理局の介入によって混乱し、三次防の策定は困難を極めた。そのため政治家レベル、とりわけ佐藤栄作首相が乗りだす事態となる。佐藤首相は、66 年 11 月の国防会議議員懇談会において愛知揆一官房長官を中心に防衛庁と大蔵省が事務的検討を続けるよう指示した。（なお、同会では三次防を引き続き 5 ケ年計画とすることも決定された。）そして首相は 11 月中に三次防を決定するよう指示し、その指示のもと、まず三次防の大綱が決定される。次の段階の主要項目と経費の検討では大臣折衝も失敗するという事態に陥ったため、最後は総経費 2 兆 3,400 億円±350 億円とする「総理裁定、が下り幕となった。大要このように三次防策定過程を解明したあと、荻氏は同過程の特徴として、①5 ケ年計画方式を見直し、ローリング方式を導入すべしという防衛産業界からの意見の噴出、②ローリング方式の導入に消極的だった防衛官僚とは対照的に、防衛産業界の意見に共鳴した松野防衛庁長官の政治指導、③松野長官の政治指導ばかりでなく、経理局の介入がもたらした防衛庁内部の足並みの乱れ、を挙げる。そして荻氏は、④安定成長期において社会福祉費、社会保障費を中心とする歳出増加が見込まれる状況で、二次防のような防衛費の無秩序な増加は避けなければならないと考える大蔵省の「異常な関与」を挙げる。さらに、⑤官房長官を中心とする事務的検討の継続、「大綱」決定までのスケジュールの明示、三次防経費総額の裁定という、首相の調整と裁断を荻氏は指摘する。最後に荻氏は、調達する装備の数量や経費総額が明示されたことによる計画の実効性（具体性、細目性）——三次防 5 ケ年間の実施額合計は 2 兆 2,800 億円と、当初計画額 2 兆 3,400 億円の 97.4%という高い達成率を記録した——を挙げる。

第 7 章では、四次防の策定から瓦解にいたる過程が論じられる。1969 年に本格化する四

次防策定作業では、当初、ヘリコプター搭載大型護衛艦の導入など海上防衛力の整備に重点が置かれていた。しかし、第三次佐藤内閣の防衛庁長官となった中曽根康弘は、日本の沿岸部や海峡の防衛を重視して小型艦艇と対潜能力を優先する構想を打ちだし、その構想に消極的な海上幕僚監部の諫言も聞かず構想を防衛力整備計画に盛り込ませる。中曽根により「新防衛力計画」と改められた四次防はひとまず72年度からの5ヶ年計画、総所要経費は5兆7,000～8,000億円とされた。その後、四次防策定過程は海原治国防会議事務局長の四次防に懐疑的な態度を主要因とする国防会議の機能不全、航空自衛隊機と全日空機の衝突事件、ドルショック、国連に関する西村直己防衛庁長官の失言事件によって遷延するが、ようやく71年12月、水田三喜男大蔵大臣、江崎真澄防衛庁長官、竹下登官房長官らによる調整の結果、四次防の大綱を決定すること、72年度予算案に四次防の主要項目の一部を盛り込むことで合意が形成された。ところが、後者の措置は予算の「先取り」であると野党から追及を受け、政府は四次防の大綱を決定するいっぽうで、四次防予算の一部凍結を余儀なくされる。その後は所要経費と主要整備項目の決定作業が、佐藤首相の後を襲った田中角栄内閣の下で進められたが、前者は比較的早期に4兆6,000億円台ということで防衛・大蔵両省庁に合意が形成された。しかし主要装備項目の決定過程で両省庁は激しく対立した。防衛庁は国産のFS-T2改支援戦闘機およびF2高等練習機の採用を主張したが、黒字基調であった対米貿易収支の均衡を重視する大蔵省は両機種を米国製のF-5E戦闘機に切り替えることを主張したのである。この対立は、FS-T2改支援戦闘機およびF2高等練習機を採用するいっぽうで、早期警戒機と次期対潜哨戒機の国産化を撤回するという田中首相の裁断によって解消する。このような過程を経て成立した四次防であったが、インフレによる物価上昇とオイルショックによる燃料不足で縮小と修正を余儀なくされる。山中貞則防衛庁長官は自ら74年度予算の「査定」に乗りだし、1,000億円分を取り下げる。また、大蔵省と内閣法制局は、防衛庁に対して、閣議決定された政府計画を策定時点に戻って主要項目を変更する下方修正を迫る。最終的に四次防最終年度となる76年度防衛予算は大幅な「積み残し」が出、総所要経費は4兆6,000億円を大きく超える5兆1,950億円にのぼったにもかかわらず、陸・海・空いずれも多数の整備未達成項目を出して、四次防は終了した。この四次防の瓦解から大きな衝撃と屈辱感と失望感を得た防衛政策関係者たちは、5ヶ年計画を立案・実施することの意義を見失い、年次計画方式を放棄する。このような四次防の策定から瓦解にいたる政策過程の特徴として荻氏は、①中曽根、山中両防衛庁長官の政治指導、②国防会議事務局の重要性、③決定スケジュールの遷延、を挙げる。そして、④田中首相による裁断、⑤四次防先取りをめぐる政府・与党の対応に関して、国会審議は政党政治家によって独占されており、防衛庁・自衛隊、大蔵省は審議にほとんど影響を及ぼすことができなかったこと、を指摘する。最後に荻氏は第六の特徴として、四次防は三次防と同様に具体性と細目性が高かったにもかかわらず、しかし同時に二つの性質は計画の「硬直性」をも意味し、そのことがオイルショックや物価高騰という“不測の事態、への対処を困難にし瓦解したことを挙げている。

終章では、序章から第 7 章で展開してきた議論や提示してきた政策過程での諸特徴が、時系列的に、また防衛庁、大蔵省、内閣（首相・閣僚）、与党・政治家、防衛産業といったアクターごとに再確認される。そのうえで荻氏は、それら多くの特徴が防衛力整備計画の策定・実施過程の史的検証にとどまらず、国防族などの族議員研究、戦後日本の政策過程一般に関する研究蓄積、防衛政策の政策過程全体に関する俯瞰的議論など、自民党研究、戦後日本政策史研究、戦後日本防衛政策史研究に対して有する本論文の含意を説明する。さらに荻氏は、序章で指摘した文民統制研究上の限界、つまり考察が「防衛庁の内部機構一すなわち、背広組と制服組との関係性」に限られていたことを相対化するための暫定的な解答として、防衛庁外部における関係アクターの機能や影響力の行使をも論じることを可能とするような文民統制研究の枠組み＝「多元的文民統制」を創出するにいたる。

4. 本論文の特色と評価

その要旨からもわかるように、本論文はこれまで重要性が言われながら本格的な読み込みが行われてこなかった一次史料の丹念な読解によって戦後日本の防衛力整備計画策定・実施過程を跡づけ、同過程における諸特徴を摘出した。のみならず本論文は、従来の文民統制研究の限界を超えようと「多元的文民統制」という新たな分析枠組みを提示する意欲的な論稿と言えよう。

しかしながら、より深化・拡大させていくべき論点がないわけではない。たとえば、第 1 章および第 2 章で日米防衛分担金削減交渉が取りあげられているが、占領軍駐留経費のおよそ半分に相当する円（約 558 億円）を講和後も毎年日本が米国に提供するという分担金制度は——駐米大使も務めたこともある一外交官によれば——対米従属の象徴として世論の批判が強かったと回想している。また、最終的に同制度を廃止することを米軍部（統合参謀本部）が承諾した理由は、同制度の存続はむしろ「政治的な厄介ごと」になるからであった。ここでの「政治的な厄介ごと」とは日本国内に反米感情が醸成され、基地の運営・維持に支障が出るような事態と推測される。これは一例であるが、「多元的文民統制」のアクターに世論を含めることも考えてよいのではないか。（この点については、後出の口頭試験において荻氏より、世論は政党が掬いあげるので「多元的文民統制」においては世論もカバーされている旨の応答を得た。）

また本論文では防衛政策、とくに防衛費の政策決定過程において米国の影響力は限定的であり、防衛費の増額は日本側の匙加減しだいであったとの理由で「アメリカという戦後日本の防衛政策史における重要なアクターを除外し」てある。荻氏は今後、研究の対象時期を本論文が対象とする時期の前後、すなわち占領期と 1970 年代後半以降にも広げていく構想を持っている（口頭試験での応答より）。前者は米国主導で行われ、後者の時期は日本の物価上昇や円高などを理由に米国がさまざまな形で日本における米軍駐留に関わる経費分担増を求めてくる時期に入る。米国側の国務省、国防総省、統合参謀本部、議会などのアクタ

一を「多元的文民統制」の枠組みにうまく包摂していけるか否か。もっともそのことは本論文の問題点というよりは、今後研究者としていっそう飛躍していくための“注文、”というべきかもしれない。

以上のような注文もあるとはいえ、本論文の最大の特長は、安全保障政策の研究に終始するのではなく、防衛政策に関する政策過程を長い時間軸に即して解明する中で、日本政治全般に関する研究や政策過程論との接合を強く意識しながら研究を進めている点だということができる。例えば、論文の前半では、1950年代後半の防衛政策に与党・政治家が介入していることが明らかにされた。従来の防衛政策史の研究においては、防衛庁の文官官僚が政策過程を主導し、それが実質的な文民統制として機能したという通説的理解が存在した。これに対して、この論文は戦後日本の政策過程の理念型との比較を念頭に置きつつ、防衛官僚の優位（文官優位）という防衛政策研究に対する通説的解釈を批判する狙いのもとに、実証的な政策過程の記述が行われている。このように、この論文は、防衛計画の立案過程に関する実証的研究を通して、従来の分析枠組みの修正を提起する優れた成果と評価することができる。

5. 口頭試験

本小委員会は、2024年12月9日に、荻 健瑠氏に対し口頭試験を実施した。そのさい、審査委員は論文を中心として、その論理展開、趣旨、結論、疑問点などについて詳細に質問し、それらの質問に対して荻氏からは十分に説得力のある回答が得られた。試験のなかで展開された荻氏の議論には、研究対象に関する十分な洞察が窺われた。また、点数こそ多くないものの、本論文で適宜に引用されている米国側政策文書の翻訳は的確であり、荻氏の外国語（英語）能力は極めて高いことも確認できた。

6. 結論

以上の審査の結果、本小委員会は、荻 健瑠氏が研究能力、そして本論文に示された研究の水準いずれにおいても博士（政治学）の学位を受けるのにふさわしいと判断した。

以 上